

平成 28 年 6 月 30 日

当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について

株式会社横河ブリッジホールディングス

1. 実効性確認方法

当社取締役会の実効性に関するアンケートを全ての取締役と監査役、および事業会社社長に配付し、全員から回答を得ました。取締役および監査役の回答および外部評価機関の意見を踏まえ、当社取締役会は取締役会の実効性に関する分析および評価を行いました。

実効性に関する分析および評価の視点は、次のとおりです。

- (1) 取締役会を原則月 1 回開催し、取締役会構成員は出席します。
- (2) 取締役会規定に基づき、審議事項を議案として審議します。
- (3) 取締役会規定に基づき、報告事項の報告を受けます。
- (4) 取締役会資料は、事前に配付を行い、社外取締役には事前に内容を説明します。
- (5) 取締役会では、円滑かつ活発な議論を行い、的確な経営判断がなされるようにします。
- (6) グループの経営状況についても定期的な報告を受け、また、適切なリスク管理および業務執行の監督を行います。

2. 取締役会の実効性に関する分析および評価の結果

取締役会の運営状況については概ね満足度が高いことが確認されました。取締役会において、議論のための十分な時間が確保され、資料の事前配付、事前説明を含めた情報共有が適切になされることで、適切な経営判断がなされる体制にあり、工場・現場見学会の実施など、社外取締役および監査役に対する支援が行われていることも確認しました。以上から、当社の取締役会において、経営上重要な事項の承認と業務執行の監督を適切に行うための実効性が確保されていると当社取締役会は評価しました。

3. 分析および評価を踏まえた今後の課題およびその対応

前記の分析および評価を踏まえ、今後は特に以下の課題への対応に注力し、取り組めます。

- (1) 取締役会以外の場における社外役員に対する情報共有を充実し、当社グループの事業環境・方向性・戦略等の十分な理解のもと、取締役会における有意義な議論の活性化を目指します。
- (2) 取締役、監査役の取締役会以外の場におけるコミュニケーションの機会を設け、充実させていきます。

以 上